

令和5年6月13日
(一部改正) 令和8年2月2日

教職員の皆様へ

新潟リハビリテーション大学長 山村 千絵

Chat GPT 等の生成系 AI の利用に関する教職員向け指針（留意事項）

本学としては、学生同様に、教職員が Chat GPT 等の生成系 AI を利用することは、一律に禁止することはいたしません。 新しい技術を上手く活用していくことが望ましいと考えております。しかし、教育・研究活動や日常業務においては、情報セキュリティ、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）、著作権等の観点から、利用に際して留意していただきたい事項があります。 大学や個人の社会的信頼を損なうことがないよう、特に、以下の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

〔利用にあたっての全般的な留意事項〕

○大学の業務に利用する場合

- ・要機密情報、個人情報等は取り扱わないようにしてください。
- ・利用する場合は、学長まで、利用目的、利用内容、利用手段等をお知らせください。
- ・お知らせいただいた情報は、おおむね1ヶ月ごとにまとめて、学内で情報共有いたします。

○大学の業務でなく個人利用の場合

- ・要機密情報、個人情報等は取り扱わないようにしてください。
- ・学長までお知らせいただく必要はありません。

〔情報セキュリティに関する留意事項〕

○生成系 AI に入力した情報は、意図せず流出・漏洩する恐れがあります。上述した通り、要機密情報、個人情報等は取り扱わないようにしてください。

〔研究インテグリティ・著作権等に関する留意事項〕

○生成系 AI により作成された文章や画像等の取扱いは、研究インテグリティ・著作権等の観点から、十分に慎重を期してください。

〔学生教育に関する留意事項〕

○授業のシラバスを作成する際には、生成系 AI の使用に関して、シラバスで学生たちに、あらかじめ伝えておくことを推奨いたします。特に当該授業で全面的に使用を禁止する場

合はシラバスに明記するようにしてください。また、授業開始時に口頭でも説明すると良いでしょう。授業での利用にあたってのルールを明確にしておくことが大切です。

○生成系 AI の利用を、レポート課題、その他、評価に関連する課題等において認めた授業においては、適切な評価となるよう、頭を使って応用しないと答えが出ないような問い合わせにする、あるいは筆記のみならず口頭試問を併用する等、課題の出し方を工夫すると良いでしょう。

① 生成 AI 利活用の可否等の検討

授業の目的・到達目標等と照らし合わせ、生成 AI の利活用、もしくは生成 AI を使わないことが、学生の学びや自己成長にどのように寄与するのかを考慮した上で生成 AI の利用の可否を決定してください。その際、授業全体について一律に可否を判断するのではなく、場面に応じて利用の可否を検討するようにしてください。

② 個人情報・機密情報の保護

生成 AI を授業で利活用する際、個人情報や機密性の高い情報が含まれないよう注意するようにしてください。学生が入力するデータにも同様に十分に注意を払い、適切な指導を与えてください。

③ オリジナリティー・著作権の尊重

レポート作成等において生成 AI の利活用を認める場合、学生に対し、その出力結果をそのまま使用するのではなく、学生自身のオリジナルの考え方やアイディアと組み合わせることを奨励するよう、出題方法に工夫を凝らしてください。学生がレポート等で生成 AI を利用した場合に、生成 AI の出力を引用した箇所や生成 AI サービスの名称、バージョンを明記するよう指導してください。生成 AI の出力結果は、その内容・使用方法によっては著作権を侵害する可能性があることを、適時、学生に注意喚起してください。

④ 情報の正確性の担保

生成 AI の出力に依存せず、出力された情報の正確性や信頼性を確認する責任は利用者にあると認識し、学生にも十分理解させてください。また、生成 AI の出力は必ずしも最新の情報を反映していない場合があることや、社会的・文化的な偏見や差別を含む可能性があることにも留意した上で指導を行ってください。

⑤ 課題・試験問題の作成、成績評価における工夫

授業での課題や試験問題は、生成 AI が容易に解けるような形式となるべく避け、批判的思考や学生個々の解釈を必要とする形にすることを検討してください。成績評価の際は、レポート等の成果物だけでなく、学生が個々にどれだけ理解しているかを正確に評価できるような手法（例えば、口頭試問）の活用も検討してください。

なお、本学としては、今後の政府の方針等や他の高等教育機関の事例、学内の意見等を踏まえ、本留意事項の見直しや検討を続けていきます。